

改正私立学校法説明会

令和元年 12月 18日・19日
東京都生活文化局私学部私学行政課

(会場：東京都消費生活総合センター17階)

目次

| | |
|-----------------|-----------|
| 1. 改正の概要 | …3 |
|-----------------|-----------|

| | |
|----------------------|-----------|
| 2. 対応が必要となる事項 | …4 |
|----------------------|-----------|

| | |
|---------------------------|------------|
| 3. 改正私立学校法 Q&A | …10 |
|---------------------------|------------|

| | |
|----------------|------------|
| 4. 参考資料 | …23 |
|----------------|------------|

参考資料1 私立学校法の改正について（概要）

参考資料2 役員の報酬等の支給の基準（参考例）

参考資料3 役員の損害賠償責任 概要図

参考資料4 私立学校法の一部改正 新旧対照表

（参考資料1から4はいずれも文部科学省資料）

1. 改正の概要

大学等の管理運営の改善等を図るため、「学校教育法等の一部を改正する法律」が令和元年5月25日に公布。

施行日：令和2年4月1日（一部の規定は公布同日施行）

- 学校教育法（昭和22年法律第26号）の一部改正
- 国立大学法人法（平成15年法律第115号）の一部改正
- 私立学校法（昭和25年法律第270号）の一部改正
- 独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法（平成15年法律第114号）の一部改正

私立学校法 主な改正事項

（1）学校法人の責務の新設

学校法人は、自主的にその運営基盤の強化を図るとともに、その設置する私立学校の教育の質の向上及びその運営の透明性の確保を図るよう努めるものとする。こと。（第24条）

（2）学校法人の管理運営制度の改善

- ①学校法人から役員等に対する特別の利益供与禁止
- ②学校法人と役員との関係は委任に関する規定に従う。
- ③特別の利害関係を有する理事・評議員の議決参与制限
- ④監事の職務
- ⑤競業及び利益相反取引の制限
- ⑥理事の監事への報告義務（著しい損害を及ぼすおそれのある事実）
- ⑦「役員に対する報酬等の支給の基準」について評議員会からの意見聴取
- ⑧役員为学校法人又は第三者に対する損害賠償責任、連帯責任

（3）学校法人の運営の透明性の向上

- ①寄附行為の備置き及び閲覧
- ②役員等名簿の備付け及び閲覧
- ③「役員に対する報酬等の支給の基準」の作成・閲覧

（4）事業に関する中期的な計画等の作成（文部科学省所轄法人のみ対象）

2. 対応が必要となる事項

※略称：「法」…私立学校法、「規則」…私立学校法施行規則、
「一般社団財団法人法」…一般社団法人及び一般財団法人に関する法律

(1) 「役員に対する報酬等の支給の基準」の作成

(関係規定：法第42条第1項第4号及び第48条、規則第4条の5)

役員に報酬等を支給する場合は、令和2年4月1日までに、評議員会の意見を聴いた上で、役員に対する報酬等の支給の基準を作成することが必要。

| | |
|------|----------------------------------|
| 手続 | ①あらかじめ評議員会で意見を聴く。 ②理事会で承認を得る。 |
| 作成期限 | 改正法施行日（令和2年4月1日）まで |
| 参考 | 文科省作成「役員の報酬等の支給の基準」参考例（参考資料2） |

※ 役員に対する報酬等：報酬、賞与其他の職務遂行の対価として受ける
財産上の利益及び退職手当

学校法人は、役員に対する報酬等について、民間事業者の役員の報酬等及び従業員の給与、当該学校法人の経理の状況その他の事情を考慮して、不当に高額なものとならないような支給の基準を定めるとともに、当該報酬等の支給の基準に従って、役員に対する報酬等を支給しなければならない。

→ 既に「役員に対する報酬等の支給の基準」に相当する規程等が作成されている場合は、新たに基準を作成する必要はないが、作成にあたり評議員会の意見を聴いていない場合は、令和2年4月1日までに意見を聴くことが必要。

→ 現在、「役員に対する報酬等の支給の基準」に相当する規程等がない場合には、令和2年4月1日までに「役員に対する報酬等の支給の基準」を作成することが必要。

→ 「役員に対する報酬等の支給の基準」については、文部科学省令において「役員の勤務形態に応じた報酬等の区分及びその額の算定方法並びに支給の方法及び形態に関する事項」を定めることとされており、同施行通知において基準の作成例が提示されている。（参考資料2）

(2) 役員等名簿の作成 (関係規定：法第 47 条第 1 項)

令和 2 年 4 月 1 日時点で、役員等名簿（理事、監事及び評議員の氏名及び住所を記載した名簿）が作成されていることが必要。

(3) 寄附行為、財産目録等の閲覧

(関係規定：法第 33 条の 2 及び第 47 条第 2 項)

令和 2 年 4 月 1 日以降、以下の書類の閲覧が必要となる（下線部が変更点）。

| | |
|---------------|---|
| 一般閲覧 | 寄附行為、役員等名簿（氏名のみ閲覧で可） |
| 在学者その他利害関係人閲覧 | 財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書、監事の監査報告書、 <u>役員に対する報酬等の支給の基準</u> |

学校法人は、寄附行為を各事務所に備えて置き、請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。

学校法人の理事等は、寄附行為の備付けを怠り、又はこれに記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は正当な理由がないのに寄附行為の閲覧を拒んだときは、二十万円以下の過料に処する。

学校法人は、財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書、役員等名簿、監査報告書及び役員に対する報酬等の支給の基準（以下「財産目録等」という。）を、作成の日から五年間、各事務所に備えて置き、請求があった場合（都道府県知事が所轄庁である学校法人の財産目録等（役員等名簿を除く。）にあっては、在学者その他の利害関係人から請求があった場合に限る。）には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。

学校法人の理事等は、正当な理由が無いのに財産目録等の閲覧を拒んだときには、二十万円以下の過料に処する。

(4) 競業及び利益相反取引の制限

(関係規定：法第 40 条の 5 において準用する一般社団・財団法人法第 84 条及び第 92 条)

理事は、競業及び利益相反取引をしようとするときは、理事会において、当該取引につき重要な事実を開示し、その承認を受けることが必要。

「競業」とは、理事が個人として又は会社等の代表者として、学校法人と競合する事業を行うことであり、教育研究事業のみならず、収益事業も対象となる。

次のような場合にも「競業」となる可能性があるため、例えば年度当初や理事の就任時等において、理事会での包括的承認の仕組みを検討することが望ましい。

→ 理事が他の学校法人の理事を兼ねる場合

理事が他の学校法人の教員を兼ねる場合

収益事業を行っている理事が、他の企業等で同種の事業を行う場合

「利益相反取引」とは、理事との売買取引や理事の債務保証等が代表的なもの。「利益相反取引」により学校法人に損害を与えた場合には、その利益相反取引に賛成した理事等も損害賠償責任を負うこととなるため、議事録に賛否を明確に残すことが必要となる。

なお、「利益相反取引」に関する所轄庁による特別代理人の選任は、今後不要。

(5) その他改正法に則った法人運営

①特別の利益供与の禁止（関係規定：法第 26 条第 2 項）

学校法人は、理事、監事、評議員、職員等の関係者に対し特別の利益を与えてはならない。

→ これまでも学校法人から法令や寄附行為、内部規程・手続き等に基づかない利益供与は善管注意義務違反であり認められなかったことが明示されたもの。

→ 「特別の利益」とは、例えば土地建物の無償貸与や報酬規程に基づかない金銭の提供など。

②理事会の議決参与制限（関係規定：法第 36 条）

理事会の議事について特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができない。

→ これまでは理事長個人との契約等の際には所轄庁による「特別代理人」の選任が必要だったが、今後は特別代理人の選任は不要。

→ すべての理事について、特別の利害関係がある場合には議決参与不可。

→ 議決のみならず議事についても、一時退席などにより議事の公正確保が必要。

③監事の職務（関係規定：法第 37 条）

◇監事は、理事の業務執行の状況を監査するものとすること。

→ 個々の理事の業務執行も監事の監査の対象であることを明確化。

◇監事は、学校法人の業務等に関し不正の行為等を発見し、これを報告するために必要があるときは、理事長に対して理事会の招集を請求するものとすること。

→ 従来は評議員会の招集請求のみであったが、理事会の招集請求を追加。

◇監事は、理事会又は評議員会の招集の請求があった日から五日以内に、その請求があった日から二週間以内の日に関く旨の通知が発せられない場合は、理事会又は評議員会を招集することができるものとすること。

→ 理事長が招集しない場合に監事が自ら招集する。（法令上「できる」とあるが、招集しない場合は監事に善管注意義務違反の可能性。）

→ 招集された理事会や評議員会の議長はそれぞれの議長選出規定による。

◇監事は、理事が学校法人の目的の範囲外の行為その他法令や寄附行為に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によって学校法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができるものとすること。

→ 監事による差止め請求権を追加するもの。

→ 「できる」とあるが、このような状態のときには監事は請求する責務がある。

④理事の監事への報告義務（法第 40 条の 5 の準用規定）

理事は、学校法人に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、直ちに、当該事実を監事に報告しなければならないものとする。

→ 理事として被害防止措置を自ら行うことや理事長への報告等は当然必要

→ あわせて監事が職務執行できるようにするために報告するもの

⑤評議員会の議決参与制限（関係規定：法第 41 条）

評議員会の議事について特別の利害関係を有する評議員は、議決に加わることができない。

→ すべての評議員について、特別の利害関係がある場合には議決参与不可。

⑥役員の学校法人に対する損害賠償責任（関係規定：法第 44 条の 2）

役員は、その任務を怠ったとき（任務懈怠）は、学校法人に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。

また、評議員会の決議や理事会の決議等により、一定の範囲で役員の損害賠償責任を軽減できる。

- これまでも民法上の善管注意義務に基づく債務不履行責任として適用されていたものを私立学校法においても明確化したもの
- あわせて、これまで規定がなかった損害賠償責任の軽減に関する規定を追加。
- 「任務を怠ったとき」とは、概ね善管注意義務に反したときに相当し、悪意又は過失により学校法人に損害を与えたときに賠償の責任が生ずる。
（善意無過失で職務上損害が生じたとしても損害賠償責任は生じない。）
- 「悪意又は重過失」により学校法人に損害を与えた場合には、総評議員の同意があった場合に限り損害賠償責任は免除しうるが、総評議員の同意がない場合には免除や軽減は一切認められない。
- 「軽過失」により学校法人に損害を与えた場合には、評議員会の三分の二以上の決議（又はあらかじめ寄附行為に規定がある場合には理事会の決議）により、一定の範囲で損害賠償責任を軽減できる。
- また、非業務執行理事や監事については、あらかじめ寄附行為で定めた上で個別に契約することにより、理事会や評議員会の議決なしに損害賠償責任の上限が定まることとなる。

⑦役員の第三者に対する損害賠償責任（関係規定：法第 44 条の 3）

役員は、その職務を行うについて悪意又は重大な過失があったときは、これによって第三者に生じた損害を賠償する責任を負う。

⑧役員の連帯責任（関係規定：法第 44 条の 4）

役員が学校法人又は第三者に生じた損害を賠償する責任を負う場合において、他の役員も当該損害を賠償する責任を負うときは、これらの者は、連帯債務者とする。

⑨その他（成年被後見人及び被保佐人制度の改正） ※既に通知済

役員の欠格事由に係る規定を改正（「成年被後見人又は被保佐人であること」を削除、「心身の故障のため役員の職務の適正な執行ができない者として文部科学省令で定めるもの」を追加）。

令和元年 12 月 14 日に施行。施行日以後は、改正後の規定に従い役員の選任を行い、都知事あての役員変更届出に添付する様式も新様式を使用。

(6) 寄附行為変更

原則、改正私立学校法の施行日である令和2年4月1日までに、同日を施行日とする寄附行為変更を行う。

【私立学校法改正に伴う寄附行為変更に関する手続き】

- ①法人内部で寄附行為変更に関する意思決定（評議員会・理事会）
- ②東京都生活文化局私学部私学行政課へ「寄附行為変更認可申請書類」を提出
※ 可能な限り令和2年2月14日（金）までに提出
(間に合わない場合でも、令和元年度中に上記①を行い、その後速やかに申請書類を提出)
- ③東京都生活文化局私学部私学行政課による書類審査 → 認可

【私立学校法改正に伴う寄附行為変更認可申請に必要な書類】

- 寄附行為変更認可申請書
- 新旧対照表
- 理事会議事録、評議員会議事録（原本証明）
- 現行寄附行為（全文）
- 新寄附行為（全文）
- 法人登記簿謄本

⇒ 各2部

- 認可書の返信用封筒 → 1部

(※私立学校法改正以外の変更箇所がある場合には、必要書類及び必要部数が異なるため、事務処理手引を参照。)

【寄附行為変更認可申請書類 提出先】

〒163-8001 新宿区西新宿2-8-1 東京都庁第一本庁舎18階北側
東京都生活文化局私学部私学行政課

【相談・問い合わせ先】

専修学校・各種学校を設置する法人 : 専修各種学校担当 03-5388-3192
幼稚園を設置する法人 : 幼稚園担当 03-5388-3193
小学校・中学校・高等学校を設置する法人 : 小中高校担当 03-5388-3194

【申請書類記載例及び寄附行為作成例】

東京都生活文化局ホームページに掲載予定

<http://www.seikatubunka.metro.tokyo.jp/shigaku/ninka/>

3. 改正私立学校法 Q&A

【寄附行為変更認可申請関係】

Q1-1 改正私立学校法に伴う寄附行為の変更は、令和2年4月1日までにを行う必要があるか。寄附行為の施行日は令和2年4月1日でよいか。

A1-1 改正私立学校法の施行日である令和2年4月1日までに、同日を施行日とする寄附行為変更を行うことが望ましいですが、間に合わない場合、実際の運用を改正私立学校法と同様のものにするという対応も考えられます。いずれにしても、新制度の施行日である令和2年4月1日以降は新制度に基づく対応が行われることが必要となります。

令和2年4月1日までに寄附行為変更が間に合わなかった場合の寄附行為の施行日は、東京都知事認可日以降となります。

Q1-2 法改正に伴う変更以外の寄附行為変更（理事数変更等）を予定しているが、同時に寄附行為変更認可申請を行ってもよいか。

A1-2 内容と施行日により対応が異なりますので東京都生活文化局私学部私学行政課までご相談ください。

【学校法人の責務（第24条）】

Q2-1 その運営の透明性の確保の「その」は何を指すのか。

A2-1 「学校法人」を指します。

【特別の利益供与の禁止（第26条の2）】

Q3-1 理事、監事、評議員、職員等の「等」とは何か？

A3-1 改正私立学校法施行令第1条に規定する以下の者を指します。

- ① 設立者、理事、監事、評議員、職員（当該学校法人の設置する私立学校の校長、教員その他の職員を含む。（第1号）
- ② ①に掲げる者の配偶者又は三親等内の親族（第2号）
- ③ ①②に掲げる者と事実上婚姻関係と同様の事情にある者（第3号）
- ④ ②③に掲げる者のほか、①に掲げる者から受ける金銭その他の財産によって生計を維持する者（第4号）
- ⑤ 学校法人の設立者が法人である場合、その法人が事業活動を支配する法人又はその法人の事業活動を支配する物として文部科学省令で定めるもの（第5号）

Q3-2 特別の利益とは具体的に何を指すのか？

A3-2 「特別の利益」とは、財産上の利益の供与又は金銭その他の資産の交付等で、社会通念上不相応なものをいいます。例えば、特別な事情がないにもかかわらず、土地建物のような高額な資産を無償又は低廉な価格で譲渡・貸与する場合や報酬規程等に基づかずに金銭を提供する場合などには、「特別の利益」に該当すると考えられます。

Q3-3 ④の役職員等から受ける金銭その他の財産によって生計を維持する者について、理事が別に経営する会社から給与を受けている場合、当該給与は役職員等から受ける金銭その他財産に該当するか。

A3-3 通常の給与として支払われている場合には本要件には該当しないものと考えられます。

【学校法人と役員との関係（第35条の2）】

Q4-1 学校法人と役員との関係について、「委任に関する規定に従う」とは具体的にどのような意味で、何が変わるのか。従来の就任承諾書・誓約書の取り交わし以外に何か必要か。

A4-1 改正前の私立学校法においては、学校法人と役員との関係については規定が置かれていませんでしたが、学校法人と役員は民法上の委任（民法第643条）又は準委任（民法第656条）の関係に立つと解されてきました。今回の改正により新設された本規定により、役員が民法第644条による善管注意義務を負うことが明確化されることとなります。

このことに伴い新たに対応が必要になることは想定されませんが、学校法人と役員との関係が委任に関する規定に従うことが私立学校法上新たに規定されたことを踏まえ、役員の就任時の手続や文書等の内容に変更が生じないか各法人において御確認下さい。

【理事会の議事参与制限（第36条）】

Q5-1 特別の利害関係とは何か。また、理事の親族が利害関係者である場合も議事参与は制限されるのか。

A5-1 特別の利害関係とは、法人に対する忠実義務を誠実に履行することが定型的に困難と認められるような個人的利害関係や法人外の利害関係を意味すると解されています。例えば、利益相反取引の承認などがこれに当たり得ます。

また、理事の親族が利害関係者である場合であっても、本規定による議事参与の制限の対象とはなりません。同一の生計に属する場合などは、本人の利害関係者として制限の対象となる可能性があります。

【監事の職務（第37条）】

Q6-1 理事の業務執行を監査する場合、理事である学校長の業務執行として教育の分野についても監査することとなるのか。理事の業務執行を監査する場合の監事の職務の具体的な範囲とは何か。関連して、理事の業務を寄附行為またはその他の規程によって定める必要はあるのか。

A6-1 理事の業務執行の監査については、これまで規定されていた学校法人の業務の監査に理事の業務執行の状況の監査も含まれることを明確化する観点から改正を行ったものであり、これまでの取扱いと変わるものではありません。

「学校法人の業務」及び「理事の業務執行」は、財務面に限定されるものではなく、学校法人の業務の中心である教学面から捉えた学校運営も含まれるものです。個々の教育研究内容に立ち入ることは適当ではありませんが、例えば、学科の改組や学生・生徒の募集計画、自己点検評価サイクルの稼働状況等、法人経営の重要な要素となる教学面の事項は含まれます。

改正寄附行為作成例では、監事の職務として理事の業務執行の監査を追加しており、各法人において法改正を踏まえた寄附行為の改正を検討することが適当と考えられます。

Q6-2 法令や寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したときは、理事長に対して理事会及び評議員会の招集を請求することができるが、重大な事実とはどんな状況を意味するのか。

A6-2 法令や寄附行為に違反する重大な事実については、今回の改正で追加したものではなく、従前から置かれている規定になります。具体的には、例えば、法令や寄附行為に定められた必要な手続を経ず、理事が財産を不当に流用している場合や虚偽の財務書類の作成などが想定されます。

Q6-3 監事が招集した理事会の議長は誰になるのか。

A6-3 監事が招集した理事会の議長については、寄附行為によって定めることとなります。改正寄附行為作成例では、出席する理事の互選によって定めることとしています。

Q6-4 監事が理事会や評議員会の招集を請求したときに5日以内に招集通知が発せられない場合、5日間を超えた日に招集通知が発せられたとしたら、監事が招集を発する前であれば、理事長の招集した理事会で有効か。

A6-4 御指摘のとおりです。監事による理事会の招集請求から5日以内に招集通知が発せられず5日間を超えた場合、監事及び理事長の双方が理事会を招集することが可能となります。

Q6-5 監事の権限が強化されることとなるが、監事の職務執行は誰がチェックするのか。

A6-5 監事は評議員会の同意を得て理事長が選任することとされており、理事会及び評議員会に対して監査報告を行うことなどから、理事会、評議員会、理事長又は他の監事はその業務執行の状況をチェックすることが適当と考えられます。仮に監事の職務執行が不十分又は不適切な場合は、役員解任に関する寄附行為の定めに基づき、監事の解任について検討することが必要になるものと考えられます。

Q6-6 監査内容のチェックリストは、社会福祉法人と同様に詳細に作成しなければならないか。

A6-6 監査内容をどのようなものとするかは各学校法人の判断となりますが、こういった事項を監査するかも含め、監事の監査を支援するための体制の整備が求められます。

Q6-7 顧問契約を結んでいる者を監事として選任することは私立学校法違反になるか。

A6-7 監事としての職務以外に学校法人と顧問契約等を結ぶことにより報酬を得ている場合（例：会計監査人、アドバイザー契約等）、こうした者が監事に選任されることにより監査する立場と監査される立場が利益相反的な関係となる可能性があるため、それらを防止することができる者を選任することが適当です。顧問契約を結んでいる者を監事として選任することが直ちに私立学校法違反になるものではありませんが、監事に期待される役割を踏まえて適切な者を選任することが必要です。

【一般社団・財団法人法の準用（第40条の5）】

Q7-1 代表権を持たない理事であっても副理事長・専務理事・常務理事と名乗る場合は善意の第三者に対して理事長と同一の責任が発生するということか。（一般社団・財団法人法第82条関係）

A7-1 表見代理については、これまでも民法の表見代理に関する規定が適用されると解されてきました。今回の改正により一般社団・財団法人法第82条を準用し、代表権を持たない理事であっても、学校法人を代表する権限を有するものと認められる名称を付した場合には、当該理事がした行為について、善意の第三者に対してその責任を負うことが明確化されました。

Q7-2 理事がほかの学校法人の理事を兼ねることについては「競業」となる可能性があるか？理事会の承認が必要な範囲はどこまでか。（一般社団・財団法人法第84条・第92条関係）

A7-2 理事が他の学校法人の理事を兼務することが直ちに競業取引となるものではありませんが、当該理事が他の学校法人の理事として取引を行った場合は競業取引に該当する可能性があります。このため、他の学校法人の理事として業務執行を行うことについて理事会の承認を得ておくことが望ましいと考えられます。

Q7-3 「競業」については、学校法人の理事が、他の学校法人の理事に就任する場合は、その旨をそれぞれの理事会で説明し承認を受けるとともに、そのことを議事録に明記するという解釈でよろしいか。

A7-3 そのような手続きを経ていただくということで差し支えありません。

Q7-4 理事が、学校法人が収益事業として経営するものと同じ業種の事業を営むことは「競業」にあたるのか？（例：学校法人が収益事業として不動産業を営んでいる際に、理事も不動産業を営んでいる場合／他の学校法人で学生寮の経営や損害保険事業などの収益事業に関わっている者を役員とする場合）

A7-4 学校法人が収益事業として行っている事業と同業種の事業を理事が行う場合は競業に当たる可能性があります。例えば学校法人が不動産業を行っている場合、不動産業者である理事が別の不動産会社を営む場合などは競業となる可能性があります。

Q7-5 学校法人の理事が医療法人の理事長であり、学校法人が学生等の健康診断を当該医療法人に委託する場合でも利益相反に該当するか。また、この場合利益相反に該当するならば理事会の承認が必要だが、理事会の承認を欠いた場合の取引の効果はどうなるか。会社法のように、相対的無効と考えるべきか。

A7-5 御指摘のケースは利益相反取引に該当する可能性があり、理事会の承認を得ておくことが望ましいと考えられます。理事会の事前の承認を得ずに行われた利益相反取引については、無効であるが、第三者に対してはその者の悪意を証明しなければ無効を主張できない（相対的無効）ものと解されます。当該取引について事後に理事会の承認を得た場合には、遡って有効となるものと解されます。

Q7-6 改正前の利益相反行為の規定は理事長や代表権を有する理事についてのみ適用されていたが、改正後の利益相反取引の規定は理事全員に適用されるのか？また、特別代理人は立てるのか？

A7-6 利益相反取引の制限は、今回の改正により、代表権を有しない理事を含む理事全員が対象となります。今回の改正により特別代理人の規定は削除されましたので、特別代理人の手続は不要となります。改正後の規定に基づき、利益相反取引をしようとするときは、理事会において当該取引について重要な事実を開示し、承認を受けた上で、代表権を有する理事が法人を代表して取引を行うことで差し支えありません。

Q7-7 競業や利益相反取引について、理事が他の学校法人の理事を兼ねている場合、こういったタイミングで理事会に諮る必要があるか。

A7-7 まずは改正私立学校法の施行日が令和2年4月1日であるので、そのタイミングで行われる理事会に諮ることが考えられます。その後については、各学校法人の判断となりますが、毎年4月頃の理事会、新しい理事が選任される際、任期途中で新たに他の職を兼ねることとなった場合、他の職の契約更新・改定時などがタイミングとして考えられます。

【評議員会からの意見聴取（第42条）】

Q8-1 評議員会への「諮問事項」は寄附行為に規定を置いているが、「議決事項」については規定を置いていない場合、規定を設けた方がよいのか。そこに評議員による「損害賠償責任の免除等の決議」も加えた方がよいのか。

A8-1 寄附行為において評議員会の議決事項を設けるかどうかは、各法人の判断によることとなります。今回の改正により、役員損害賠償責任の免除については、評議員会の決議を要することが法律によって規定されましたので（改正私立学校法第113条第1項）、必ずしも寄附行為に評議員会の議決事項として定めることを要するものではありません。現在、議決事項を寄附行為で定めている場合は、その中に損害賠償の免除に関する事項を追加するかどうかについては、各法人において判断されるべきものと考えられます。

【役員对学校法人に対する損害賠償責任（第44条の2）】

Q9-1 善意でも損害賠償責任を負わなければならないのか。

A9-1 「任務を怠ったとき」は、概ね善管注意義務に反したときに相当し、悪意又は過失により学校法人に損害を与えた場合を指しますので、善意かつ無過失の場合は責任を負いません。このため、善意であっても過失がある場合には、損害賠償責任を負うこととなります。

Q9-2 悪意や重過失の場合も損害賠償責任が免除されるのか。

A9-2 悪意又は重過失により学校法人に損害を与えた場合は、総評議員の同意があった場合に限り、損害賠償責任の全部又は一部免除が認められます。

Q9-3 読み替え後の一般社団・財団法人法第112条の総評議員の「同意」、第113条第1項の評議員会の「決議」、第113条の第4項の評議員会の「承認」と分けている意味は何なのか。諮問機関なので「同意」と統一すればよいのではないか。

A9-3 一般社団・財団法人法の準用規定であるため、同法で使われている用語についても準用されています。

Q9-4 評議員会の決議による損害賠償責任の免除に際する評議員会の決議は、現在の私立学校法に定められている、寄附行為に定めを置くことで議決事項とし得る事項と同じ議決が必要という理解でよいか。

A9-4 損害賠償責任の免除に関する評議員会の決議について、その手続等は私立学校法第41条の規定によるところとなり、その意味において私立学校法第42条第2項により寄附行為に定めを置くことで議決事項とする事項と同じ議決が必要となります(損害賠償免除の決議は三分の二以上の多数が必要)。

Q9-5 諮問機関としての評議員会に決議をさせることになっているが、社員総会の社員と諮問機関の評議員と同じ意味で読み替えるのはおかしいのではないか。評議員会の性格をどう整理しているのか。

A9-5 学校法人における評議員会は原則として諮問機関として位置付けられており、今回の改正においても私立学校法第42条は改正しておらず、その位置付けは変わるものではありません。他方、同条第2項により、各法人の判断により、重要事項の決定について評議員会の議決を要するものとする事ができています。

今回の改正により、損害賠償責任の免除には評議員会の決議が必要となりますが、これは役員である理事を構成員とする理事会においてその免除を決議することは適当ではなく、学校法人に必置の機関であり卒業生など幅広い者から構成される評議員会の決議を要することとしたものです。社会福祉法人や医療法人、一般財団法人、公益財団法人においては、損害賠償責任の免除に関し評議員会の決議が必要とされています。学校法人制度の評議員会はこれらの法人制度とは位置付けが異なりますが、上述の通り従前から議決を要するものとする事も可能となっており、今回の改正において損害賠償責任の免除を決議する機関として位置付けたものです。

Q9-6 どんな場合に役員に損害賠償責任が適用されるのか。それを寄附行為に定める必要があるのか。

A9-6 役員が任務を怠ったことにより学校法人に損害が生じた場合に損害賠償責任が生じることとなります。法律が直接適用されるため寄附行為に損害賠償責任の適用について定めることは要しませんが、責任の免除や責任限定契約について寄附行為で定めることができるとされている事項があります。各法人において寄附行為変更について御検討ください。

Q9-7 学内理事（教職員）に対し役員報酬（理事報酬）として年間40万円を支払っている場合、損害賠償責任の最低責任限度額の計算における「学校法人から職務執行の対価として受け、又は受けるべき財産上の利益の一年間当たりの額に相当する額」は40万円として差し支えないか。

A9-7 理事が職員を兼務している場合、損害賠償責任の最低責任限度額の計算における報酬、賞与その他の職務執行の対価には、役員報酬のみならず、職員としての報酬も含まれることとなります。このため、役員報酬の40万円だけではなく、職員としての報酬を含む額となります。

Q9-8 学校法人に発生した損害額が、最低責任限度額に満たない場合、役員は損害額の全額を負担しなければならないか。

A9-8 その通りです。

Q9-9 非業務執行理事とはどのような役割、立場の理事を指すのか。非業務執行理事は業務を掌理している理事を除くとされている。本法人では、いわゆる「学外理事（本務が別の会社である非常勤の理事）」についても、業務執行体制上、若干の分掌を割り当てているが、そのような一部でも掌理するような業務がある理事は、文言どおり「非業務執行理事」の対象とならないのか。

A9-9 「業務執行理事」とは、①理事長、②理事長以外の者であって寄附行為の定めるところにより理事長を補佐して学校法人の業務を掌理する理事として選定されたもの、③学校法人の業務を執行したその他の理事のことをいいます。責任限定契約に係る規定の対象となる「非業務執行理事等」とは、理事のうち「業務執行理事又は当該学校法人の職員ではない理事」と「監事」のことをいいます。学外理事についても、上記②に該当する場合には当然業務執行理事に該当し、③についても、単発的に業務を執行したのみであれば業務執行には該当しないと考えられますが、御質問にある「若干の業務の分掌」の内容によっては業務執行理事に当たる可能性があります。

Q9-10 責任限定契約書の例は示さないのか。

A9-10 契約書の例を示すことは予定していません。

Q9-11 「理事等による免除に関する寄附行為の定め」又は「責任限定契約の定め」を寄附行為に設ける議案を評議員会に提出する際には、監事の同意を得る必要があると規定されているが、当該監事の同意はどのような方法で同意を取得することが想定されているか。「個別の同意書」、「当該議題を理事会で審議し監事が同意した旨を記録」などの方法が考えられるがどのような方法が適切であるか。また、上記について改正私学法施行と同時に当該内容の改正寄附行為を施行する場合、私学法施行前に当該寄附行為の改正について評議員会に諮ることになるが、改正私学法施行前であっても監事の同意を得ておくべきか。

A9-11 監事の同意については、個別の同意書など、監事の同意の意思が明確に確認できる形で取ることが適当と考えられます。また、改正立学校法施行前でも、評議員会に諮る場合には監事の同意を得ることが望ましいと考えられます。

Q9-12 理事長の場合、賠償額が相当高額になることも想定されるが、学校法人が役員への損害賠償について負担軽減する措置が必要なのではないか。学校法人も会社役員損害賠償責任保険（D&O）の対象となるのか。

A9-12 役員への損害賠償に関する負担軽減措置としては、役員がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生じることのある損害に係る保険契約（役員賠償責任保険契約）などが想定されます。

現在、会社法制の見直しの中で当該保険契約に関する議論が行われており、学校法人の役員についても、当該議論を踏まえて文部科学省において検討を行っています。なお、各保険会社が提供するいわゆるD&O 保険の対象については、各保険会社が設定するものがありますが、社会福祉法人については、社会福祉法において役員等の損害賠償責任が明確化されたことを受けて保険の対象となっているケースがあると承知しています。

Q9-13 役員への学校法人に対する損害賠償責任は、既に退職した者については負うのか。また、死亡している者も負うのか。

A9-13 退職者については、在職時の任務懈怠により損害賠償責任を負うことがあり得ます。役員本人が死亡している場合は、損害賠償責任は相続人に相続されます。ただし、相続人は被相続人の権利義務を放棄することが可能です。

Q9-14 寄附行為に定める責任限定契約の最低額はどのように定めればよいのか。例えば数万円という金額でも構わないのか。

A9-14 寄附行為における損害賠償責任の最低額については、各学校法人において、非業務執行理事等が担う職務の内容や役員報酬等を勘案して定めるべきものであると考えます。例えば、数万円という最低額を設定した場合であっても、個別の責任限定契約における損害賠償責任の限度額を定めることにより、当該限度額と役員報酬額の2倍の金額の高い方の額までの責任を負うこととなり、個別の非業務執行理事等ごと限度額を設定することが可能です。学校法人に損害が発生した場合に、役員が賠償責任を負わない場合は法人が損害を被ることとなりますので、上記の観点も踏まえて各学校法人において適切に設定してください。

Q9-15 責任限定契約について、学内外の理事とも役員報酬は無報酬となっているが、契約は締結できるのか。

A9-15 学内で職員を兼ねている理事については、責任限定契約を締結することはできません。学外理事で非業務執行理事等に該当する場合には、寄附行為に定めを置くことにより責任限定契約を締結することは可能となります。その場合、無報酬であっても、寄附行為の定め及び個別の責任限定契約の内容に応じて損害賠償責任が生じることとなります。

【役員の第三者に対する損害賠償責任（第44条の3）】

Q10-1 善意かつ重大な過失がない場合とは、具体的にどのような場合か。

A10-1 善意かつ重大な過失がない場合については、善管注意義務に従って業務を行っている場合はこれに当たりますが、具体的には個別具体の事案によることとなります。例えば返済の見込みのない借入れや放漫経営による法人の破産については、悪意又は重過失により第三者に損害が生じるケースに該当する可能性があります。

Q10-2 「ただし、その者が当該行為をすることについて注意を怠らなかったことを証明した時は、この限りでない。」とあるが、この証明がなされたときの手続方法は規定しておく必要がある。ひな形の提示はあるか。

A10-2 財務書類等の虚偽記載等を行った場合に注意を怠らなかったことの証明となりますが、その形式ではなく実態面から判断されることから、方法についてひな形を提示することは考えていません。

【役員の連帯責任（第44条の4）】

Q11-1 連帯責任とは、損害の全額を連帯して負わなければならないということなのか。

A11-1 複数の役員が損害賠償責任を負う場合、各自が学校法人又は第三者に対してその損害の全額について賠償する責任を負うこととなります。役員相互の内部関係においては、任務懈怠の軽重等に応じて負担部分が決まり、学校法人又は第三者に対して損害の全額を賠償した者は、他の役員に対し、求償することができます。

Q11-2 損害賠償責任の免除の規程との関係は、どうなるのか。連帯責任の場合でも免除額に差があるものなのか。

A11-2 複数の役員が損害賠償責任を負う場合の各役員の債務については、任務懈怠の軽重等に応じて負担分が決まるため、損害賠償責任の免除についてもこの負担分に応じて行われることとなります。一部の役員の損害賠償責任が免除された場合の連帯債務の賠償義務については、不真正連帯債務となるものと考えていますが、個々の事案により裁判等を通じて判断されるものとなります。

【役員等名簿、財務書類等の備付け、閲覧（第47条）】

Q12-1 財務書類の備え置きや閲覧は法人本部事務所だけでなく、各事務所ということは、各学校の事務室でそれぞれ閲覧できるように備え置く必要があるか。

A12-1 登記された主たる事務所及び従たる事務所がある場合は、従たる事務所への備置きが必要となりますが、各学校の事務室はこれらの登記された法人の事務所とは異なるものと考えられますので、その場合には備置きの必要はありません。

Q12-2 「役員等名簿」については、「理事、監事及び評議員の氏名及び住所を記載した名簿」と定義しているが、氏名だけではどのような人物か不明なので、所属・肩書・経歴等を積極的に記載することを周知すべきではないか。住所はどこまで詳細に書くべきか。

A12-3 役員等名簿については、法律上は役員等の氏名及び住所が記載事項となっています。それ以上の情報の記載については各法人の判断となります。住所については、原則として住民票に記載されている住所を記載します。

Q12-3 役員等の名簿は、当該会計年度における最新版を備え置けばよいか。

A12-3 作成の日から5年間の備置きが必要となります。最新版を含め、該当する役員等名簿を備え置くことが必要となります。

Q12-4 役員等名簿の備付け・閲覧については、インターネットで公表することをもって備付け及び閲覧に供していることができるか。

A12-4 役員等名簿を含む財務書類等の備付け及び閲覧については、文部科学省の所管する法令の規定により民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令（平成17年文部科学省令第31号）により、電磁的記録により行うことが可能となっています。このため、各事務所において請求があった場合に、電磁的記録による場合を含め財務書類等を閲覧できる環境が用意されていればよいこととなります。

【役員に対する報酬等の支給の基準（第47条、第48条、第66条）】

Q13-1 既に役員報酬基準を作成している法人も評議員会の同意が必要か。

A13-1 現在作成されている役員報酬基準が評議員会の意見を聴取の上作成されている場合には改めて聴取し直す必要はありません。現在の基準の作成に当たって評議員会の意見聴取が行われていない場合には、施行日までに意見聴取を行う必要があります。法律上は評議員会の「意見を聴く」ことが必要となりますので、各学校法人の寄附行為に基づき、評議員会において必要な手続を経て基準を作成してください。

Q13-2 役員に払われている日当は「報酬」に該当するか。

A13-2 業務の対価として位置づけられているものは該当します。交通費等の実費相当額は該当しません。

Q13-3 役員と職員を兼ねている場合、職員として支払われる給与は役員報酬に含まれるのか。

A13-3 職員として支払われる給与が職員給与規程に基づき支払われるなど、明確に分かれている場合には役員報酬には含まれません。ただし、役員報酬基準作成の趣旨に鑑み、役員が受け取る報酬額が不当に高額となることは適当ではありません。

Q13-4 評議員、顧問、参与等の役職については、報酬基準を定める必要があるか。今回の改正私立学校法で求められているのは役員の報酬基準のみか。

A13-4 今回の法改正で求められているのは役員の報酬基準となりますが、これらの者に対する報酬についても、報酬規程を定めた上で支払われるべきものであることはこれまでと同様です。

Q13-5 給与、退職金、旅費について、一般職員の基準を役員にも準用している。その場合は一般職員の基準を公表する必要があるか。

A13-5 役員の報酬基準の実態が分かるような形で公表される必要がありますので、他の規定を準用している場合には、準用されている内容が分かる形で公表することが求められます。

Q13-6 役員に対する報酬等の支給の基準は、制定又は一部改正の日から5年間備え付けておけばよく、5年間を超えた場合に備え付けていなかった場合は罰則の対象にならないか。

A13-6 役員報酬基準の備置きは作成の日から5年間となります。5年を超えた場合であっても、その時点で適用されている役員報酬基準は備え置くことが適当です。

Q13-7 役員に対する報酬等の支給の基準の参考例第4条<例3>にある「常勤の役員に対する報酬総額（年額、賞与を含む。）」とは、常勤役員全員の報酬総額なのか、常勤役員一人の報酬総額なのか。

A13-7 常勤役員一人の報酬総額（年額、賞与を含む。以下同じ。）になります。常勤役員一人当たりの報酬総額の上限を定めた上で、それぞれの常勤役員の報酬額は理事会で決定するという算定方法を参考例として示したものです。

役員全員の報酬総額を定めた上で、その範囲内において理事会が各役員の報酬額を決定するという規定は、どのような過程を経て各役員の報酬額が算定されたかを示す算定方法として不十分であるため、認められません。

Q13-8 役員の報酬について、寄附行為で無報酬であることを定めれば、役員報酬基準を策定する必要はないか。

A13-8 御質問のとおり、寄附行為において無報酬と定めた場合については、法令により作成が義務付けられた寄附行為により無報酬であることが確認できるため、役員報酬基準を別途策定する必要はありません。

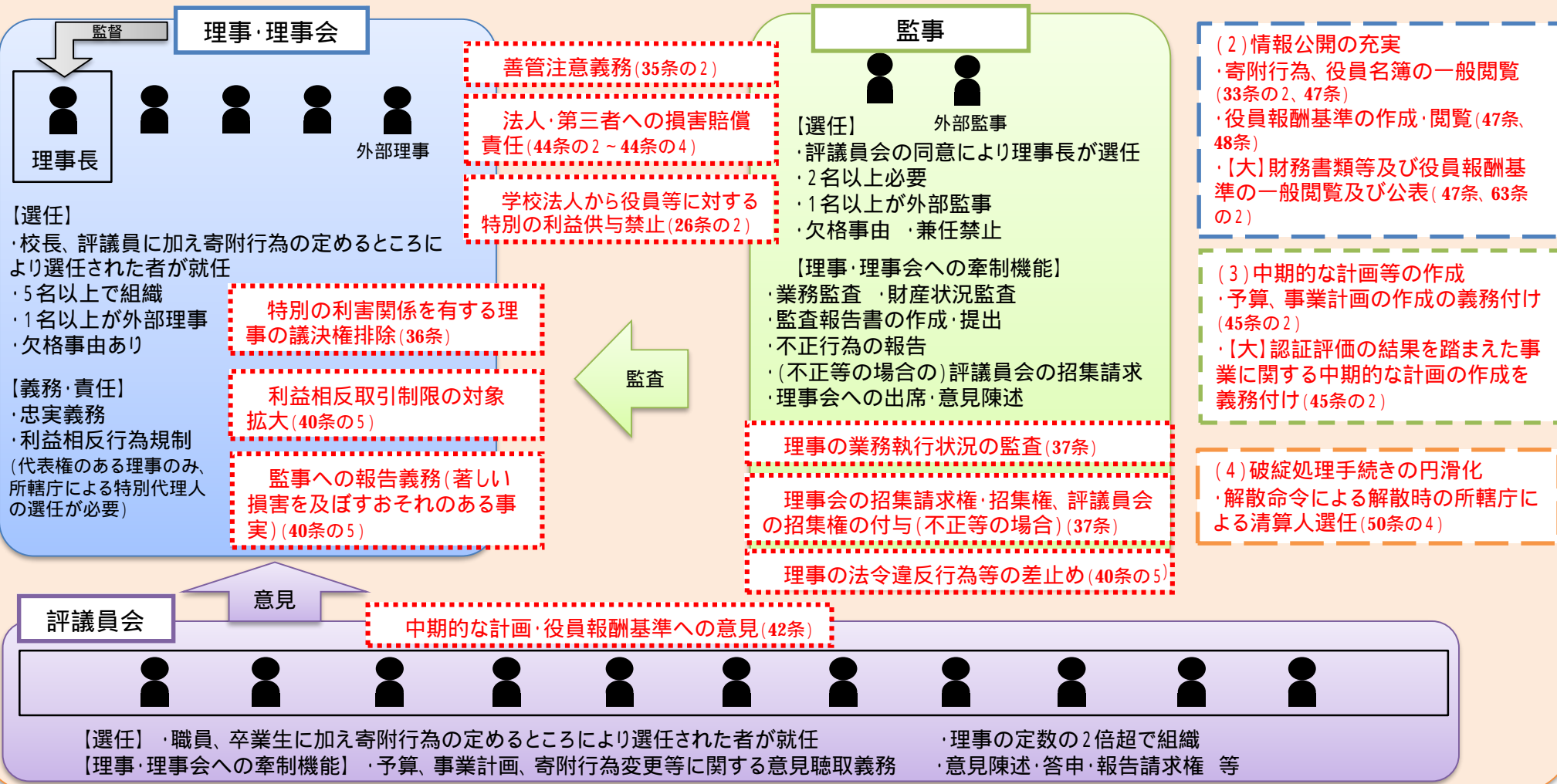
以上

- 改正事項**
- (1) 役員の職務及び責任の明確化等に関する規定の整備 【第24条、第35条の2、第37条、第42条、第44条の2等関係】
学校法人の責務の新設 役員の責任の明確化 理事・理事会機能の実質化 監事の理事に対する牽制機能の強化 評議員会機能の実質化
 - (2) 情報公開の充実 【第33条の2、第47条、第63条の2等関係】
 - (3) 中期的な計画の作成 【第45条の2関係】
 - (4) 破綻処理手続きの円滑化 【第50条の4関係】
- 等

学校法人

(1) 役員の職務及び責任の明確化等に関する規定の整備
学校法人の責務の新設: 運営基盤の強化、教育の質の向上、運営の透明性の確保(24条)

【大】は大学等を設置する文部科学大臣所轄法人のみ対象



参考例

役員の報酬等の支給の基準

(目的)

第1条 この規程は、学校法人〇〇学園（以下「この法人」という。）の寄附行為第〇条の規定に基づき、役員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤の役員とは、法人において勤務することが常態である者をいう。
- (3) 非常勤の役員とは、常勤の役員以外の者をいう。
- (4) 役員の報酬等とは、報酬、賞与、退職慰労金その他の役員としての職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。この役員の報酬等には、職員給与規程に基づくものを含まない。
- (5) 費用とは、役員としての職務執行に伴い生じる旅費（交通費、宿泊費等）及び手数料等の経費をいう。

(報酬等の支給)

第3条 役員に対しては、次のとおり報酬等を支給するものとする。

- (1) 常勤の役員 報酬〔、賞与、退職慰労金〕
- (2) 非常勤の役員 報酬

※無報酬とする場合は、その旨を定める必要がある。

(報酬等の額の算定方法)

<例1>

第4条 常勤の役員に対する報酬等の額は、次に掲げる報酬等の区分に応じ、当該各号に定める範囲内で、理事会において決定する。

- (1) 報酬 別表第1に定める額
- (2) 賞与 別表第3に定める算式により算出される額（※支給する場合）
- (3) 退職慰労金 別表第4に定める算式により算出される額（※支給する場合）

2 非常勤の役員に対する報酬の額は別表第5に定める額とする。

<例2>

第4条 常勤の役員の報酬月額、別表第2の俸給表のとおりとし、各役員の報酬月額は俸給表のうちから、理事会において決定する。

〔2 常勤の役員の賞与及び退職慰労金は別表第3及び第4に定める算式により算出される額の範囲内で、理事会において決定する。〕

3 非常勤の役員に対する報酬の額は別表第5に定める額とする。

<例3>

第4条 常勤の役員に対する報酬総額（年額、賞与を含む。）の上限の額は〇〇円とし、各役員の報酬総額はその範囲内で、理事会において決定する。

〔2 常勤の役員の退職慰労金は別表4に定める算式により算出される額の範囲内で、理事会において決定する。〕

3 非常勤の役員に対する報酬の額は別表第5に定める額とする。

（報酬等の支給方法）

第5条 常勤の役員に対する報酬等の支給の時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて、当該各号に定める時期とする。

(1) 報酬 毎月〇日（ただし、支給日が土日、祝祭日にあたる場合は、翌営業日に支払うものとする。）

〔(2) 賞与 毎年〇月及び〇月〕

〔(3) 退職慰労金 任期の満了、辞任又は死亡により退職した後〇か月以内〕

2 非常勤の役員に対する報酬は、理事会又は評議員会への出席など法人運営のための業務にあたった都度、支給する。

3 報酬等は、現金により本人に支給する。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。

4 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

（費用）

第6条 役員には、別に定める旅費規程に基づいて、旅費を支給する。

2 役員が職務の執行に当たって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

（報酬等の日割り計算）

第7条 新たに常勤の役員に就任した者には、その日から報酬を支給する。

2 常勤の役員が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。

3 月の中途における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

(端数の処理)

第8条 この規程により、計算金額に1円未満の端数が生じたときは、その端数金額が50銭未満であるときは、これを切り捨て、その端数金額が50銭以上であるときは、これを1円に切り上げるものとする。

(公表)

第9条 この法人は、この規程をもって、私立学校法第63条の2第4号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

↑ (※私立学校法第63条の2第4号は文部科学大臣所轄法人のみが対象のため、都知事所轄法人の場合、第9条は不要)

(補則)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の議決を経て、別に定める。

(改廃)

第11条 この規程の改廃は、評議員会の意見を聴いた上で、理事会の議決により行う。

附則 この規程は、令和〇年〇月〇日より施行する。

別表第1 (常勤の役員の報酬)

| 役職名 | 報酬の額 |
|------|--------|
| 理事長 | 月額 〇〇円 |
| 常務理事 | 月額 〇〇円 |
| 理事 | 月額 〇〇円 |
| 監事 | 月額 〇〇円 |

別表第2 (常勤の役員の報酬)

| 号俸 | 理事長 | 常務理事 | 理事 | 監事 |
|----|--------|--------|--------|--------|
| 1 | 月額 〇〇円 | 月額 〇〇円 | 月額 〇〇円 | 月額 〇〇円 |
| 2 | 月額 〇〇円 | 月額 〇〇円 | 月額 〇〇円 | 月額 〇〇円 |
| 3 | 月額 〇〇円 | 月額 〇〇円 | 月額 〇〇円 | 月額 〇〇円 |
| 4 | 月額 〇〇円 | 月額 〇〇円 | 月額 〇〇円 | 月額 〇〇円 |
| 5 | 月額 〇〇円 | 月額 〇〇円 | 月額 〇〇円 | 月額 〇〇円 |
| 6 | 月額 〇〇円 | 月額 〇〇円 | 月額 〇〇円 | 月額 〇〇円 |

| | | | | |
|----|--------|--------|--------|--------|
| 7 | 月額 〇〇円 | 月額 〇〇円 | 月額 〇〇円 | 月額 〇〇円 |
| 8 | 月額 〇〇円 | 月額 〇〇円 | 月額 〇〇円 | 月額 〇〇円 |
| 9 | 月額 〇〇円 | 月額 〇〇円 | 月額 〇〇円 | 月額 〇〇円 |
| 10 | 月額 〇〇円 | 月額 〇〇円 | 月額 〇〇円 | 月額 〇〇円 |

別表第3（常勤の役員の賞与）

| | |
|-------|-----------|
| ●月の賞与 | 報酬月額×〇か月分 |
| ■月の賞与 | 報酬月額×〇か月分 |

別表第4（常勤の役員の退職慰労金算定式）

最終報酬月額×在任年数×係数

※上記在任年数は1か年単位とし、端数は月割りとする。ただし、1か月未満は1か月に切り上げる。

別表第5（非常勤の役員の報酬）

(1) 理事

| | |
|-----------------|-----|
| | 日 額 |
| 理事会等会議への出席 | 〇〇円 |
| 上記の他，法人業務のための勤務 | 〇〇円 |

(2) 監事

| | |
|-----------------|-----|
| | 日 額 |
| 監事監査等への出席 | 〇〇円 |
| 上記の他，法人業務のための勤務 | 〇〇円 |

○ 私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）の一部改正 新旧対照表

（傍線部分は改正部分）

| 改正後 | 改正前 |
|--|---|
| <p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条―第四条）</p> <p>第二章 私立学校に関する教育行政（第五条―第二十条）</p> <p>第三章 学校法人</p> <p>第一節 通則（第二十四条―第二十九条）</p> <p>第二節 設立（第三十条―第三十四条）</p> <p>第三節 管理</p> <p>第一款 役員及び理事会（第三十五条―第四十条の五）</p> <p>第二款 評議員及び評議員会（第四十一条―第四十四条）</p> <p>第三款 役員の損害賠償責任（第四十四条の二―第四十四条の四）</p> <p>第四款 寄附行為変更の認可等（第四十五条）</p> <p>第五款 予算及び事業計画並びに事業に関する中期的な計画等（第四十五条の二―第四十条九条）</p> <p>第四節 解散（第五十条―第五十八条）</p> <p>第五節 助成及び監督（第五十九条―第六十三条の二）</p> <p>第四章 雑則（第六十四条―第六十五条の四）</p> <p>第五章 罰則（第六十六条・第六十七条）</p> | <p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条―第四条）</p> <p>第二章 私立学校に関する教育行政（第五条―第二十条）</p> <p>第三章 学校法人</p> <p>第一節 通則（第二十五条―第二十九条）</p> <p>第二節 設立（第三十条―第三十四条）</p> <p>第三節 管理（第三十五条―第四十九条）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>第四節 解散（第五十条―第五十八条）</p> <p>第五節 助成及び監督（第五十九条―第六十三条）</p> <p>第四章 雑則（第六十四条―第六十五条の四）</p> <p>第五章 罰則（第六十六条・第六十七条）</p> |

附則

第十八条から第二十三条まで 削除

第三章 学校法人

第一節 通則

(学校法人の責務)

第二十四条 学校法人は、自主的にその運営基盤の強化を図るとともに、その設置する私立学校の教育の質の向上及びその運営の透明性の確保を図るよう努めなければならない。

(特別の利益供与の禁止)

第二十六条の二 学校法人は、その事業を行うに当たり、その理事、監事、評議員、職員（当該学校法人の設置する私立学校の校長、教員その他の職員を含む。以下同じ。）その他の政令で定める学校法人の関係者に対し特別の利益を与えてはならない。

(一般社団・財団法人法の規定の準用)

第二十九条 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号。以下「一般社団・財団法人法」という。）第七十八条の規定は、学校法人について準用する。この場合において、同条中「代表理事」とあるのは、「理事長」と読み替えるものとする。

附則

第十八条から第二十四条まで 削除

第三章 学校法人

第一節 通則

(新設)

(新設)

(準用規定)

第二十九条 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）第七十八条の規定は、学校法人について準用する。

(寄附行為の備置き及び閲覧)

第三十三条の二 学校法人は、寄附行為を各事務所に備えて置き、請求があつた場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。

(財産目録の作成及び備置き)

第三十三条の三 学校法人は、設立の時に財産目録を作成し、常にこれをその主たる事務所に備えて置かなければならない。

(一般社団・財団法人法の規定の準用)

第三十四条 一般社団・財団法人法第五十八条及び第六十四条の規定は、学校法人の設立について準用する。この場合において、これらの規定中「財産の抛」とあるのは「寄附行為」と、同条中「当該財産」とあるのは「寄附財産」と読み替えるものとする。

第三節 管理

第一款 役員及び理事会

(学校法人と役員との関係)

第三十五条の二 学校法人と役員との関係は、委任に関する規定に従う。

(理事会)

(新設)

(財産目録の作成及び備置き)

第三十三条の二 学校法人は、設立の時に財産目録を作成し、常にこれをその主たる事務所に備え置かなければならない。

(準用規定)

第三十四条 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第五十八条及び第六十四条の規定は、学校法人の設立について準用する。この場合において、これらの規定中「財産の抛」とあるのは「寄附行為」と、同条中「当該財産」とあるのは「寄附財産」と読み替えるものとする。

第三節 管理

(新設)

(新設)

(理事会)

第三十六条 (略)

2 6 (略)

7 理事会の議事について特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができない。

(役員の職務等)

第三十七条 (略)

2 (略)

3 監事の職務は、次のとおりとする。

一・二 (略)

三 理事の業務執行の状況を監査すること。

四 学校法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後二月以内に理事会及び評議員会に提出すること。

五 第一号から第三号までの規定による監査の結果、学校法人の業務若しくは財産又は理事の業務執行に關し不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを所轄庁に報告し、又は理事会及び評議員会に報告すること。

六 前号の報告をするために必要があるときは、理事長に対して理事会及び評議員会の招集を請求すること。

七 学校法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、理事会に出席して意見を述べること。

4 前項第六号の請求があつた日から五日以内に、その

第三十六条 (略)

2 6 (略)

(新設)

(役員の職務)

第三十七条 (略)

2 (略)

3 監事の職務は、次のとおりとする。

一・二 (略)

(新設)

三 学校法人の業務又は財産の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後二月以内に理事会及び評議員会に提出すること。

四 第一号又は第二号の規定による監査の結果、学校法人の業務又は財産に關し不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを所轄庁に報告し、又は理事会及び評議員会に報告すること。

五 前号の報告をするために必要があるときは、理事長に対して評議員会の招集を請求すること。

六 学校法人の業務又は財産の状況について、理事会に出席して意見を述べること。

(新設)

請求があつた日から二週間以内の日を理事会又は評議員会の日とする理事会又は評議員会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした監事は、理事会又は評議員会を招集することができる。

(役員を選任)

第三十八条 (略)

2 4 (略)

5 理事又は監事には、それぞれその選任の際現に当該学校法人の役員又は職員でない者が含まれるようになければならない。

6 8 (略)

(一般社団・財団法人法の規定の準用)

第四十条の五 一般社団・財団法人法第八十条の規定は民事保全法(平成元年法律第九十一号)第五十六条に規定する仮処分命令により選任された理事又は理事長の職務を代行する者について、一般社団・財団法人法第八十二条、第八十四条、第八十五条及び第九十二条第二項の規定は理事について、一般社団・財団法人法第百三条及び第百六条の規定は監事について、それぞれ準用する。この場合において、一般社団・財団法人法第八十二条中「代表理事」とあるのは「理事長」と、一般社団・財団法人法第八十四条第一項中「社員総会」とあるのは「理事会」と、一般社団・財団法人法第八十五条中「社員(監事設置一般社団法人にあっては、監事)」とあるのは「監事」と、一般社団・財団

(役員を選任)

第三十八条 (略)

2 4 (略)

5 理事又は監事には、それぞれその選任の際現に当該学校法人の役員又は職員(当該学校法人の設置する私立学校の校長、教員その他の職員を含む。以下同じ。)

6 8 (略)

(利益相反行為)

第四十条の五 学校法人と理事との利益が相反する事項については、理事は、代理権を有しない。この場合において、所轄庁は、利害関係人の請求により又は職権で、特別代理人を選任しなければならない。

法人法第百三条第一項中「定款」とあるのは「寄附行為」と読み替えるものとする。

第二款 評議員及び評議員会

(評議員会)

第四十一条 (略)

258 (略)

9 第七項の規定にかかわらず、第四十四条の二第四項において読み替えて準用する一般社団・財団法人法第百十三条第一項の評議員会の決議は、その議事の議決に加わることができる評議員の三分の二以上に当たる多数をもつて決する。

10 第七項及び前項の議事について特別の利害関係を有する評議員は、議決に加わることができない。

第四十二条 次に掲げる事項については、理事長において、あらかじめ、評議員会の意見を聴かなければならない。

一 第四十五条の二第一項の予算及び事業計画

二 第四十五条の二第二項の事業に関する中期的な計画

三 借入金（当該会計年度内の収入をもつて償還する一時の借入金を除く。）及び重要な資産の処分に関する事項

(削る)

四 役員に対する報酬等（報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当を

(新設)

(評議員会)

第四十一条 (略)

258 (略)

(新設)

(新設)

第四十二条 次に掲げる事項については、理事長において、あらかじめ、評議員会の意見を聞かなければならない。

(新設)

(新設)

一 予算、借入金（当該会計年度内の収入をもつて償還する一時の借入金を除く。）及び重要な資産の処分に関する事項

二 事業計画

(新設)

いう。以下同じ。）の支給の基準

五 寄附行為の変更

六 合併

七 第五十条第一項第一号（評議員会の議決を要する場合を除く。）及び第三号に掲げる事由による解散

八 収益を目的とする事業に関する重要事項

九 その他学校法人の業務に関する重要事項で寄附行為をもつて定めるもの

2
（略）

第四十四条（略）

第三款 役員 の 損害賠償責任

（役員 の 学校法人 に対する 損害賠償責任）

第四十四条の二 役員は、その任務を怠つたときは、学校法人に対し、これによつて生じた損害を賠償する責任を負う。

2 理事が第四十条の五において準用する一般社団・財団法人法第八十四条第一項の規定に違反して同項第一号の取引をしたときは、当該取引によつて理事又は第三者が得た利益の額は、前項の損害の額と推定する。

3 第四十条の五において準用する一般社団・財団法人法第八十四条第一項第二号又は第三号の取引によつて学校法人に損害が生じたときは、次に掲げる理事は、その任務を怠つたものと推定する。

一 第四十条の五において準用する一般社団・財団法人法第八十四条第一項の理事

三 寄附行為の変更

四 合併

五 第五十条第一項第一号（評議員会の議決を要する場合を除く。）及び第三号に掲げる事由による解散

六 収益を目的とする事業に関する重要事項

七 その他学校法人の業務に関する重要事項で寄附行為をもつて定めるもの

2
（略）

第四十四条（略）

（新設）

（新設）

| | | |
|------------------------------|--|--|
| <p>第百十四 条第一項</p> | <p>理事（当該責任を 負う理事を除く。 ）の過半数の同意 （理事会設置一般 社団法人にあって は、理事会の決議</p> | <p>理事会の決議</p> |
| <p>第百十三 条第一項 第二号</p> | <p>理事会の決議によ って一般社団法人 の業務を執行する</p> | <p>寄附行為の定めると ころにより理事長を 補佐して学校法人の 業務を掌理する</p> |

二 学校法人が当該取引をすることを決定した理事
三 当該取引に関する理事会の承認の決議に賛成した理事

4 一般社団・財団法人法第百十二条から第百十六条までの規定は、第一項の責任について準用する。この場合において、これらの規定中「総社員」とあるのは「総評議員」と、「役員等」とあるのは「役員」と、「社員総会」とあるのは「評議員会」と、「法務省令」とあるのは「文部科学省令」と、「代表理事」とあるのは「理事長」と、「使用人」とあるのは「職員」と、「監事又は会計監査人」とあるのは「監事」と、「定款」とあるのは「寄附行為」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる一般社団・財団法人法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

| | | | | |
|-----------------------------|---|------------------------------|--|--|
| <p>第百十五 条第四項</p> | <p>第百十五 条第一項</p> | <p>第百十四 条第四項</p> | <p>第百十四 条第三項</p> | <p>第百十四 条第二項</p> |
| <p>第百十一 条第一項</p> | <p>限る。）、 理事会の決議によ つて一般社団法人 の業務を執行する</p> | <p>社員 議決権を有する社 員</p> | <p>社員 同意（理事会設置 一般社団法人にあ つては、理事会の 決議）</p> | <p>、同項 限る。）についで の理事の同意を得 る場合及び当該責 任の免除</p> |
| <p>私立学校法第四十四 条の二第一項</p> | <p>限る。）又は 寄附行為の定めると ころにより理事長を 補佐して学校法人の 業務を掌理する</p> | <p>評議員</p> | <p>評議員 理事会の決議</p> | <p>及び同項 限る。）</p> |

| | | |
|---------------|-----------------|--|
| 第一百十六 条第一項 | 第八十四条第一項 第二号 | 私立学校法第四十条 の五において準用す る第八十四条第一項 第二号 |
|---------------|-----------------|--|

(役員に対する損害賠償責任)

第四十四条の三 役員がその職務を行うについて悪意又は重大な過失があつたときは、当該役員は、これによつて第三者に生じた損害を賠償する責任を負う。

2 次の各号に掲げる者が、当該各号に定める行為をしたときも、前項と同様とする。ただし、その者が当該行為をすることについて注意を怠らなかつたことを証明したときは、この限りでない。

一 理事 次に掲げる行為

イ 第四十七条第一項の財産目録、貸借対照表、収支計算書及び事業報告書に記載すべき重要な事項についての虚偽の記載

ロ 虚偽の登記

ハ 虚偽の公告

二 監事 第三十七条第三項第四号の監査報告書に記載すべき重要な事項についての虚偽の記載

(役員)の連帯責任)

第四十四条の四 役員が学校法人又は第三者に生じた損害を賠償する責任を負う場合において、他の役員も当該損害を賠償する責任を負うときは、これらの者は、連帯債務者とする。

(新設)

(新設)

第四款 寄附行為変更の認可等

(削る)

第四十五条 (略)

2 (略)

第五款

予算及び事業計画並びに事業に関する中期的な計画等

(予算及び事業計画並びに事業に関する中期的な計画)

第四十五条の二 学校法人は、毎会計年度、予算及び事業計画を作成しなければならない。

2 文部科学大臣が所轄庁である学校法人は、事業に関する中期的な計画を作成しなければならない。

3 文部科学大臣が所轄庁である学校法人は、第一項の事業計画及び前項の事業に関する中期的な計画を作成するに当たっては、学校教育法第百九条第二項(同法第百二十三条において準用する場合を含む。)に規定する認証評価の結果を踏まえて作成しなければならない。

(財産目録等の備付け及び閲覧)

第四十七条 学校法人は、毎会計年度終了後二月以内に、文部科学省令で定めるところにより、財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書及び役員等名簿(理事、監事及び評議員の氏名及び住所を記載した名簿

(新設)

(寄附行為変更の認可等)

第四十五条 (略)

2 (略)

(新設)

(新設)

(財産目録等の備付け及び閲覧)

第四十七条 学校法人は、毎会計年度終了後二月以内に財産目録、貸借対照表、収支計算書及び事業報告書を作成しなければならない。

をいう。次項及び第三項において同じ。)を作成しなければならぬ。

2 学校法人は、前項の書類、第三十七条第三項第四号の監査報告書及び役員に対する報酬等の支給の基準(以下「財産目録等」という。)を、作成の日から五年間、各事務所に備えて置き、請求があつた場合(都道府県知事が所轄庁である学校法人の財産目録等(役員等名簿を除く。)にあつては、当該学校法人の設置する私立学校に在学する者その他の利害関係人から請求があつた場合に限る。)には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、学校法人は、役員等名簿について同項の請求があつた場合には、役員等名簿に記載された事項中、個人の住所に係る記載の部分を除外して、同項の閲覧をさせることができる。

(報酬等)

第四十八条 学校法人は、役員に対する報酬等について、文部科学省令で定めるところにより、民間事業者の役員等の報酬等及び従業員の給与、当該学校法人の経理の状況その他の事情を考慮して、不当に高額なものとならないような支給の基準を定めなければならない。

2 学校法人は、前項の規定により定められた報酬等の支給の基準に従つて、その役員に対する報酬等を支給しなければならない。

(会計年度)

第四十九条 (略)

2 学校法人は、前項の書類及び第三十七条第三項第三号の監査報告書(第六十六条第四号において「財産目録等」という。)を各事務所に備えて置き、当該学校法人の設置する私立学校に在学する者その他の利害関係人から請求があつた場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。

(新設)

(新設)

(会計年度)

第四十八条 (略)

(削る)

(清算人)

第五十条の四 学校法人が解散したときは、破産手続開始の決定及び第六十二条第一項の規定による解散命令による解散の場合を除き、理事がその清算人となる。ただし、寄附行為に別段の定めがあるときは、この限りでない。

2 学校法人が第六十二条第一項の規定による解散命令により解散したときは、所轄庁は、利害関係人の申立てにより又は職権で、清算人を選任する。

(情報の公表)

第六十三条の二 文部科学大臣が所轄庁である学校法人は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、遅滞なく、文部科学省令で定めるところにより、当該各号に定める事項を公表しなければならない。

一 第三十条第一項若しくは第四十五条第一項の認可を受けたとき、又は同条第二項の規定による届出をしたとき 寄附行為の内容

二 第三十七条第三項第四号の監査報告書を作成したとき 当該監査報告書の内容

三 第四十七条第一項の書類を作成したとき 同項の書類のうち文部科学省令で定める書類の内容

四 第四十八条第一項の役員に対する報酬等の支給の基準を定めたとき 当該報酬等の支給の基準

第四十九条 削除

(清算人)

第五十条の四 学校法人が解散したときは、破産手続開始の決定による解散の場合を除き、理事がその清算人となる。ただし、寄附行為に別段の定めがあるときは、この限りでない。

(新設)

(新設)

(事務の区分)

第六十五条の三 第二十六条第二項（第六十四条第五項において準用する場合を含む。）、第三十一条第一項（第六十四条第五項及び第七項において準用する場合を含む。）及び第二項（第三十二条第二項、第五十条第三項並びに第六十四条第五項及び第七項において準用する場合を含む。）、第三十二条第一項（第六十四条第五項において準用する場合を含む。）、第三十七条第三項（第五号に係る部分に限り、第六十四条第五項において準用する場合を含む。）、第四十条の四（第六十四条第五項において準用する場合を含む。）、第四十五条（第六十四条第五項において準用する場合を含む。）、第五十条第二項（第六十四条第五項において準用する場合を含む。）及び第四項（第六十四条第五項において準用する場合を含む。）、第五十条の四第二項（第六十四条第五項において準用する場合を含む。）、第五十条の七（第六十四条第五項において準用する場合を含む。）、第五十条の十三第五項（第六十四条第五項において準用する場合を含む。）及び第六項（第六十四条第五項において準用する場合を含む。）、第五十条の十四（第六十四条第五項において準用する場合を含む。）、第五十二条第二項（第六十四条第五項において準用する場合を含む。）、第六十条第一項（第六十四条第五項において準用する場合を含む。）、第二項（第六十一条第二項及び第六十四条第五項において準用する場合を含む。）、第三項（第六十条第十一項、第六十一条第二項及び第六十四条第五項において準用する場合を含む。）、第九項（第六

(事務の区分)

第六十五条の三 第二十六条第二項（第六十四条第五項において準用する場合を含む。）、第三十一条第一項（第六十四条第五項及び第七項において準用する場合を含む。）及び第二項（第三十二条第二項、第五十条第三項並びに第六十四条第五項及び第七項において準用する場合を含む。）、第三十二条第一項（第六十四条第五項において準用する場合を含む。）、第三十七条第三項（第一号から第三号まで、第五号及び第六号を除き、第六十四条第五項において準用する場合を含む。）、第四十条の四（第六十四条第五項において準用する場合を含む。）、第四十条の五（第六十四条第五項において準用する場合を含む。）、第六十四条第五項において準用する場合を含む。）、第五十条第二項（第六十四条第五項において準用する場合を含む。）及び第四項（第六十四条第五項において準用する場合を含む。）、第五十条の七（第六十四条第五項において準用する場合を含む。）、第五十条の十三第五項（第六十四条第五項において準用する場合を含む。）、第五十条の十四（第六十四条第五項において準用する場合を含む。）、第五十二条第二項（第六十四条第五項において準用する場合を含む。）、第六十条第一項（第六十四条第五項において準用する場合を含む。）、第二項（第六十一条第二項及び第六十四条第五項において準用する場合を含む。）、第三項（第六十条第十一項、第六十一条第二項及び第六十四条第五項において準用する場合を含む。）、

十四条第五項において準用する場合を含む。)及び第十項(第六十四条第五項において準用する場合を含む。)、第六十一条第一項(第六十四条第五項において準用する場合を含む。)、第六十二条第一項から第三項まで(第六十四条第五項において準用する場合を含む。)、並びに第六十三条第一項(第六十四条第五項において準用する場合を含む。)、第六十四条第五項において準用する場合を含む。の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

第六十六条 次の各号のいずれかに該当する場合においては、学校法人の理事、監事又は清算人は、二十万円以下の過料に処する。

一 (略)

二 第三十三条の二の規定による寄附行為の備付けを怠つたとき。

三 第三十三条の二の規定に違反して、正当な理由がないのに、寄附行為の閲覧を拒んだとき。

四 第三十三条の三の規定による財産目録の備付けを怠り、又はこれに記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をしたとき。

五 第四十五条第二項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

六 第四十七条第二項の規定に違反して、財産目録等の備付けを怠り、又は財産目録等に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をしたとき。

七 第四十七条第二項の規定に違反して、正当な理由

(第九項(第六十四条第五項において準用する場合を含む。))及び第十項(第六十四条第五項において準用する場合を含む。))、第六十一条第一項(第六十四条第五項において準用する場合を含む。))、第六十二条第一項から第三項まで(第六十四条第五項において準用する場合を含む。))並びに第六十三条第一項(第六十四条第五項において準用する場合を含む。))の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

第六十六条 次の各号のいずれかに該当する場合においては、学校法人の理事、監事又は清算人は、二十万円以下の過料に処する。

一 (略)

(新設)

(新設)

二 第三十三条の二の規定による財産目録の備付けを怠り、又はこれに記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をしたとき。

三 第四十五条第二項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

四 第四十七条第二項の規定に違反して、財産目録等の備付けを怠り、又は財産目録等に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をしたとき。

(新設)

がないのに、財産目録等の閲覧を拒んだとき。

八| 第五十条の二第二項又は第五十条の十一第一項の規定による破産手続開始の申立てを怠つたとき。

九| 第五十条の九第一項又は第五十条の十一第一項の規定による公告を怠り、又は虚偽の公告をしたとき。

十| 第五十三条又は第五十四条第二項の規定に違反したとき。

十一| 第六十一条第一項の規定による命令に違反して事業を行つたとき。

十二| 第六十三条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

五| 第五十条の二第二項又は第五十条の十一第一項の規定による破産手続開始の申立てを怠つたとき。

六| 第五十条の九第一項又は第五十条の十一第一項の規定による公告を怠り、又は虚偽の公告をしたとき。

七| 第五十三条又は第五十四条第二項の規定に違反したとき。

八| 第六十一条第一項の規定による命令に違反して事業を行つたとき。

九| 第六十三条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

○私立学校法第二十九条による一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の読替え

(点線部分は準用による当然読替え部分、傍線部分は読替え部分)

| | |
|----------------|---|
| <p>読 替 え 後</p> | <p>(代表者の行為についての損害賠償責任) 第七十八条 学校法人は、理事長その他の代表者がその職務を行うについて第三者に加えた損害を賠償する責任を負う。</p> |
| <p>読 替 え 前</p> | <p>(代表者の行為についての損害賠償責任) 第七十八条 一般社団法人は、代表理事その他の代表者がその職務を行うについて第三者に加えた損害を賠償する責任を負う。</p> |

○私立学校法第四十条の五による一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の読替え

(点線部分は準用による当然読替え部分、傍線部分は読替え部分)

| 読 替 え 後 | 読 替 え 前 |
|---|---|
| <p>(理事の職務を代行する者の権限) 第八十条 民事保全法(平成元年法律第九十一号)第五十六条に規定する仮処分命令により選任された理事又は理事長の職務を代行する者は、仮処分命令に別段の定めがある場合を除き、学校法人の常務に属しない行為をするには、裁判所の許可を得なければならない。</p> <p>2 前項の規定に違反して行った理事又は理事長の職務を代行する者の行為は、無効とする。ただし、学校法人は、これをもって善意の第三者に対抗することができない。</p> <p>(表見代表理事) 第八十二条 学校法人は、理事長以外の理事に理事長その他の学校法人を代表する権限を有するものと認められる名称を付した場合には、当該理事がした行為について、善意の第三者に対してその責任を負う。</p> <p>(競業及び利益相反取引の制限) 第八十四条 理事は、次に掲げる場合には、理事会において、当該取引につき重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。 一 理事が自己又は第三者のために学校法人の事業の部類に属する取引をしようとするとき。</p> | <p>(理事の職務を代行する者の権限) 第八十条 民事保全法(平成元年法律第九十一号)第五十六条に規定する仮処分命令により選任された理事又は代表理事の職務を代行する者は、仮処分命令に別段の定めがある場合を除き、一般社団法人の常務に属しない行為をするには、裁判所の許可を得なければならない。</p> <p>2 前項の規定に違反して行った理事又は代表理事の職務を代行する者の行為は、無効とする。ただし、一般社団法人は、これをもって善意の第三者に対抗することができない。</p> <p>(表見代表理事) 第八十二条 一般社団法人は、代表理事以外の理事に理事長その他の一般社団法人を代表する権限を有するものと認められる名称を付した場合には、当該理事がした行為について、善意の第三者に対してその責任を負う。</p> <p>(競業及び利益相反取引の制限) 第八十四条 理事は、次に掲げる場合には、社員総会において、当該取引につき重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。 一 理事が自己又は第三者のために一般社団法人の事業の部類に属する取引をしようとするとき。</p> |

二 理事が自己又は第三者のために学校法人と取引をしようとするとき。
三 学校法人が理事の債務を保証することその他理事以外の者との間において学校法人と当該理事との利益が相反する取引をしようとするとき。
2 民法（明治二十九年法律第八十九号）第八十八条の規定は、前項の承認を受けた同項第二号の取引については、適用しない。

（理事の報告義務）
第八十五条 理事は、学校法人に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、直ちに、当該事実を監事に報告しなければならない。

（競業及び学校法人との取引等の制限）
第九十二条（略）
2 学校法人においては、第八十四条第一項各号の取引をした理事は、当該取引後、遅滞なく、当該取引についての重要な事実を理事会に報告しなければならない。

（監事による理事の行為の差止め）
第一百三十三条 監事は、理事が学校法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは寄附行為に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によって当該学校法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができる。

二 理事が自己又は第三者のために一般社団法人と取引をしようとするとき。
三 一般社団法人が理事の債務を保証することその他理事以外の者との間において一般社団法人と当該理事との利益が相反する取引をしようとするとき。
2 民法（明治二十九年法律第八十九号）第八十八条の規定は、前項の承認を受けた同項第二号の取引については、適用しない。

（理事の報告義務）
第八十五条 理事は、一般社団法人に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、直ちに、当該事実を社員（監事設置一般社団法人にあつては、監事）に報告しなければならない。

（競業及び理事会設置一般社団法人との取引等の制限）
第九十二条（略）
2 理事会設置一般社団法人においては、第八十四条第一項各号の取引をした理事は、当該取引後、遅滞なく、当該取引についての重要な事実を理事会に報告しなければならない。

（監事による理事の行為の差止め）
第一百三十三条 監事は、理事が監事設置一般社団法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によって当該監事設置一般社団法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができる。

2 前項の場合において、裁判所が仮処分をもって同項の理事に対し、その行為をやめることを命ずるときは、担保を立てさせないものとする。

(費用等の請求)

第百六条 監事がその職務の執行について学校法人に対して次に掲げる請求をしたときは、当該学校法人は、当該請求に係る費用又は債務が当該監事の職務の執行に必要でないことを証明した場合を除き、これを拒むことができない。

- 一 費用の前払の請求
- 二 支出した費用及び支出の日以後におけるその利息の償還の請求
- 三 負担した債務の債権者に対する弁済（当該債務が弁済期にない場合にあつては、相当の担保の提供）の請求

る。

2 前項の場合において、裁判所が仮処分をもって同項の理事に対し、その行為をやめることを命ずるときは、担保を立てさせないものとする。

(費用等の請求)

第百六条 監事がその職務の執行について監事設置一般社団法人に対して次に掲げる請求をしたときは、当該監事設置一般社団法人は、当該請求に係る費用又は債務が当該監事の職務の執行に必要でないことを証明した場合を除き、これを拒むことができない。

- 一 費用の前払の請求
- 二 支出した費用及び支出の日以後におけるその利息の償還の請求
- 三 負担した債務の債権者に対する弁済（当該債務が弁済期にない場合にあつては、相当の担保の提供）の請求

○私立学校法第四十四条の二第四項による一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の読替え

(点線部分は準用による当然読替え部分、枠囲いは共通読替え部分、傍線部分は個別読替え部分)

| 読 替 え 後 | 読 替 え 前 |
|---|---|
| <p>(学校法人)に対する損害賠償責任の免除)</p> <p>第百十二条 私立学校法第四十四条の二第二項の責任は、総評議員の同意がなければ、免除することができない。</p> <p>(責任の一部免除)</p> <p>第百十三条 前条の規定にかかわらず、役員の私立学校法第四十四条の二第一項の責任は、当該役員が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額(第百十五条第一項において「最低責任限度額」という。)を控除して得た額を限度として、評議員会の決議によって免除することができる。</p> <p>一 賠償の責任を負う額</p> <p>二 当該役員がその在職中に学校法人から職務執行の対価として受け、又は受けるべき財産上の利益の一年間当たりの額に相当する額として文部科学省令で定める方法により算定される額に、次のイからハまでに掲げる役員の区分に応じ、当該イからハまでに定める数を乗じて得た額</p> <p>イ 理事長 六</p> <p>ロ 理事長以外の理事であつて、次に掲げるもの</p> <p>四 (1) 寄附行為の定めるところにより理事長を補佐して学校法人の業務を掌理する理事として選定</p> | <p>(一般社団法人)に対する損害賠償責任の免除)</p> <p>第百十二条 前条第一項の責任は、総社員の同意がなければ、免除することができない。</p> <p>(責任の一部免除)</p> <p>第百十三条 前条の規定にかかわらず、役員等の第百十一条第一項の責任は、当該役員等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額(第百十五条第一項において「最低責任限度額」という。)を控除して得た額を限度として、社員総会の決議によって免除することができる。</p> <p>一 賠償の責任を負う額</p> <p>二 当該役員等がその在職中に一般社団法人から職務執行の対価として受け、又は受けるべき財産上の利益の一年間当たりの額に相当する額として法務省令で定める方法により算定される額に、次のイからハまでに掲げる役員等の区分に応じ、当該イからハまでに定める数を乗じて得た額</p> <p>イ 代表理事 六</p> <p>ロ 代表理事以外の理事であつて、次に掲げるもの</p> <p>四 (1) 理事会の決議によつて一般社団法人の業務を執行する理事として選定されたもの</p> |

されたもの

(2) 当該学校法人の業務を執行した理事（1）に掲げる理事を除く。）

(3) 当該学校法人の職員

ハ 理事（イ及びロに掲げるものを除く。）

二 監事

2 前項の場合には、理事は、同項の評議員会において次に掲げる事項を開示しなければならない。

一 責任の原因となった事実及び賠償の責任を負う額

二 前項の規定により免除することができる額の限度及びその算定の根拠

三 責任を免除すべき理由及び免除額

3 学校法人においては、理事は、私立学校法第四十四条の二第一項の責任の免除（理事の責任の免除に限る。）に関する議案を評議員会に提出するには、監事（監事が二人以上ある場合）については、各監事の同意を得なければならない。

4 第一項の決議があった場合において、学校法人が当該決議後に同項の役員に対し退職慰労金その他の科学省令で定める財産上の利益を与えるときは、評議員会の承認を受けなければならない。

（理事等による免除に関する定款の定め）

第百十四条 第百十二条の規定にかかわらず、学校法人（理事が二人以上ある場合に限る。）は、私立学校法第四十四条の二第一項の責任について、役員が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合において、責任の原因となった事実の内容、当該役員の職務の執行の状況その他の事情を勘案して特に必要と認めるときは、前条第一項の規定により免除することができる

(2) 当該一般社団法人の業務を執行した理事（1）に掲げる理事を除く。）

(3) 当該一般社団法人の使用人

ハ 理事（イ及びロに掲げるものを除く。）

二 又は会計監査人

二 監事

2 前項の場合には、理事は、同項の社員総会において次に掲げる事項を開示しなければならない。

一 責任の原因となった事実及び賠償の責任を負う額

二 前項の規定により免除することができる額の限度及びその算定の根拠

三 責任を免除すべき理由及び免除額

3 監事設置一般社団法人においては、理事は、第百一条第一項の責任の免除（理事の責任の免除に限る。）に関する議案を社員総会に提出するには、監事（監事が二人以上ある場合）については、各監事の同意を得なければならない。

4 第一項の決議があった場合において、一般社団法人が当該決議後に同項の役員等に対し退職慰労金その他の科学省令で定める財産上の利益を与えるときは、社員総会の承認を受けなければならない。

（理事等による免除に関する定款の定め）

第百十四条 第百十二条の規定にかかわらず、監事設置一般社団法人（理事が二人以上ある場合に限る。）は、第百一条第一項の責任について、役員等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合において、責任の原因となった事実の内容、当該役員等の職務の執行の状況その他の事情を勘案して特に必要と認めるときは、前条第一項の規定により免除することができる

る額を限度として理事会の決議によつて免除することができる旨を寄附行為で定めることができる。

2 前条第三項の規定は、寄附行為を変更して前項の規定による寄附行為の定め（理事の責任を免除することができる旨の定めに限る。）を設ける議案を評議員会に提出する場合及び同項の規定による寄附行為の定めに基づく責任の免除（理事の責任の免除に限る。）に関する議案を理事会に提出する場合について準用する。

3 第一項の規定による寄附行為の定めに基づいて役員等の責任を免除する旨の理事会の決議を行ったときは、理事は、遅滞なく、前条第二項各号に掲げる事項及び責任を免除することに異議がある場合には一定の期間内に当該異議を述べるべき旨を評議員に通知しなければならぬ。ただし、当該期間は、一箇月を下ることができない。

4 総評議員（前項の責任を負う役員であるものを除く。）の議決権の十分の一（これを下回る割合を寄附行為で定めた場合にあつては、その割合）以上の評議員が同項の期間内に同項の異議を述べたときは、学校法人は、第一項の規定による寄附行為の定めに基づく免除をしない。

5 前条第四項の規定は、第一項の規定による寄附行為の定めに基づき責任を免除した場合について準用する。

（責任限定契約）

きる額を限度として理事（当該責任を負う理事を除く。）の過半数の同意（理事会設置一般社団法人にあつては、理事会の決議）によつて免除することができる旨を定款で定めることができる。

2 前条第三項の規定は、定款を変更して前項の規定による定款の定め（理事の責任を免除することができる旨の定めに限る。）を設ける議案を社員総会に提出する場合、同項の規定による定款の定めに基づく責任の免除（理事の責任の免除に限る。）についての理事の同意を得る場合及び当該責任の免除に関する議案を理事会に提出する場合について準用する。

3 第一項の規定による定款の定めに基づいて役員等の責任を免除する旨の同意（理事会設置一般社団法人にあつては、理事会の決議）を行ったときは、理事は、遅滞なく、前条第二項各号に掲げる事項及び責任を免除することに異議がある場合には一定の期間内に当該異議を述べるべき旨を社員に通知しなければならぬ。ただし、当該期間は、一箇月を下ることができない。

4 総社員（前項の責任を負う役員等であるものを除く。）の議決権の十分の一（これを下回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合）以上の議決権を有する社員が同項の期間内に同項の異議を述べたときは、一般社団法人は、第一項の規定による定款の定めに基づく免除をしない。

5 前条第四項の規定は、第一項の規定による定款の定めに基づき責任を免除した場合について準用する。

（責任限定契約）

第百十五條 第百十二條の規定にかかわらず、学校法人は、理事（業務執行理事（理事長、理事長以外の理事）であつて寄附行為の定めるところにより理事長を補佐して学校法人の業務を掌理する理事として選定されたもの及び当該学校法人の業務を執行したその他の理事をいう。次項及び第百四十一條第三項において同じ。）又は当該学校法人の職員でないものに限る。）又は監事（以下この条及び第三百一條第二項第十二号において「非業務執行理事等」という。）の私立学校法第四十四條の第一項の責任について、当該非業務執行理事等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、寄附行為で定められた額の範囲内であらかじめ学校法人が定めた額と最低責任限度額とのいずれか高い額を限度とする旨の契約を非業務執行理事等と締結することができる旨を寄附行為で定めることができる。

2 前項の契約を締結した非業務執行理事等が当該学校法人の業務執行理事又は職員に就任したときは、当該契約は、将来に向かつてその効力を失う。
3 第百十三條第三項の規定は、寄附行為を変更して第一項の規定による寄附行為の定め（同項に規定する理事と契約を締結することができる旨の定めに限る。）を設ける議案を評議員会に提出する場合について準用する。
4 第一項の契約を締結した学校法人が、当該契約の相手方である非業務執行理事等が任務を怠つたことにより損害を受けたことを知つたときは、その後最初に招集される評議員会において次に掲げる事項を開示しなければならぬ。
一 第百十三條第二項第一号及び第二号に掲げる事項

第百十五條 第百十二條の規定にかかわらず、一般社団法人は、理事（業務執行理事（代表理事、代表理事以外の理事）であつて理事会の決議によつて一般社団法人の業務を執行する理事として選定されたもの及び当該一般社団法人の業務を執行したその他の理事をいう。次項及び第百四十一條第三項において同じ。）又は当該一般社団法人の使用人でないものに限る。）監事又は会計監査人（以下この条及び第三百一條第二項第十二号において「非業務執行理事等」という。）の第百十一條の第一項の責任について、当該非業務執行理事等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、定款で定められた額の範囲内であらかじめ一般社団法人が定めた額と最低責任限度額とのいずれか高い額を限度とする旨の契約を非業務執行理事等と締結することができる旨を定款で定めることができる。

2 前項の契約を締結した非業務執行理事等が当該一般社団法人の業務執行理事又は使用人に就任したときは、当該契約は、将来に向かつてその効力を失う。
3 第百十三條第三項の規定は、定款を変更して第一項の規定による定款の定め（同項に規定する理事と契約を締結することができる旨の定めに限る。）を設ける議案を社員総会に提出する場合について準用する。
4 第一項の契約を締結した一般社団法人が、当該契約の相手方である非業務執行理事等が任務を怠つたことにより損害を受けたことを知つたときは、その後最初に招集される社員総会において次に掲げる事項を開示しなければならぬ。
一 第百十三條第二項第一号及び第二号に掲げる事項

| | |
|--|--|
| <p>2 い。前三条の規定は、前項の責任については、適用しない。</p> | <p>二 当該契約の内容及び当該契約を締結した理由</p> <p>三 私立学校法第四十四条の二第一項の損害のうち、当該非業務執行理事等が賠償する責任を負わないとされた額</p> <p>5 第一百十三条第四項の規定は、非業務執行理事等が第一項の契約によって同項に規定する限度を超える部分について損害を賠償する責任を負わないとされた場合について準用する。</p> <p>(理事が自己のためにした取引に関する特則)</p> <p>第一百十六条 私立学校法第四十条の五において準用する第八十四条第一項第二号の取引(自己のためにした取引に限る。)をした理事の私立学校法第四十四条の二第一項の責任は、任務を怠ったことが当該理事の責めに帰することができない事由によるものであることをもって免れることができない。</p> |
| <p>2 い。前三条の規定は、前項の責任については、適用しない。</p> | <p>二 当該契約の内容及び当該契約を締結した理由</p> <p>三 第一百十一条第一項の損害のうち、当該非業務執行理事等が賠償する責任を負わないとされた額</p> <p>5 第一百十三条第四項の規定は、非業務執行理事等が第一項の契約によって同項に規定する限度を超える部分について損害を賠償する責任を負わないとされた場合について準用する。</p> <p>(理事が自己のためにした取引に関する特則)</p> <p>第一百十六条 第八十四条第一項第二号の取引(自己のためにした取引に限る。)をした理事の第一百十一条第一項の責任は、任務を怠ったことが当該理事の責めに帰することができない事由によるものであることをもって免れることができない。</p> |